

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 23 年 6 月 30 日 (木) 号外第 71 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例 (36) (議会事務局総務課) . . . . . 3
-------	--

## ==== 公布された条例のあらまし =====

鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

危機的な県の財政状況を踏まえ、鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額を減ずる特例措置の実施期間を延長する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の失効期限を平成27年4月1日(現行平成23年4月1日)以降最初に招集される鳥取県議会の定例会の閉会の日の属する月の末日まで延長する。

(2) 施行期日は、公布日とする。

# 条 例

鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 6 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第36号

鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成27年4月1日</u> 以降最初に招集される鳥取県議会の定例会の閉会の日の属する月の末日限り、その効力を失う。	附 則 (施行期日) 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成23年4月1日</u> 以降最初に招集される鳥取県議会の定例会の閉会の日の属する月の末日限り、その効力を失う。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。